

## 安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、拉致被害者の情報収集及び全員の一刻も早い帰国の実現に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の全容解明に向けて調査を徹底するとともに、拉致認定基準の見直しを図ること。

さらに、損害賠償を求める被害者に対しては、政府が責任を持って損害賠償請求を行うという意思表示を明確にすること。

2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、一層の機能増強等を図ること。

3. 基地周辺対策に係る財源を確保するとともに、助成対象の拡充を図ること。

また、米軍機の低空飛行訓練により、住民は耐え難い騒音被害を被っているほか、事故への不安に悩まされるなど、日常生活にさまざまな悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を講じること。

さらに、駐留軍等の再編に係る交付金制度については、その交付期間を延長すること。

4. MV-22 オスプレイの飛行訓練については、日米合同委員会での合意事項を遵守するよう米軍に要請すること。

また、飛行ルート及び訓練内容などを事前に関係自治体へ十分な情報提供を行うとともに、その自治体の意向を十分に尊重すること。さらに、オスプレイの安全性についても、国が責任を持って住民に説明し、住民の安全安心の確保に努めること。

5. 日本海沿岸の海上保安対策に積極的な措置を講じること。

6. 公衆防犯灯のLED化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みを推進すること。
7. 市民を守るための効果的な対策として、警察による防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯カメラを設置する自治体に対し、国からの支援を拡充すること。
8. 一人暮らしの高齢者等の孤立死等を防止するため、高齢者の見守り・支援を推進するとともに、個人情報の取扱いや立入り調査に関するガイドライン等を作成すること。
9. 自殺対策事業については、自殺者数の減少に向け、長期的かつ積極的に取り組む必要があることから、地域自殺対策緊急強化基金を恒久化するとともに、基礎自治体を実施する「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの自殺対策事業等に対して、継続的かつ十分な支援を行うこと。  
また、自殺を防ぎ「生きる支援」を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。
10. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を強化し、青少年の違法ドラッグ等の薬物乱用及び暴力団による密売等に対する取締体制を強化するとともに、違法ドラッグ等の危険性・有害性について国民への啓発を行うこと。